



企業に求められるネイチャーポジティブの最新動向

～TNFD情報開示の進捗とその先の対応に向けて～

上田 未央子 Mioko Ueda 北林 由乃 Yukino Kitabayashi 細井 千聖 Chisato Hosoi

サステナビリティコンサルティング部 サステナビリティコンサルティング部 サステナビリティコンサルティング部
グループリーダー コンサルタント 主任コンサルタント

はじめに

グローバルでのネイチャーポジティブの達成に向けて、企業では、自然資本・生物多様性に関する依存・影響、リスク・機会に関する情報開示の枠組みである TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークに沿った開示が進んでいる。本レポートでは、国内企業における TNFD 開示の状況とステークホルダーの目線から求められる開示のポイントについて報告するとともに、TNFD 開示のネクストステップとして、自然移行計画、ネイチャーSBTs、ネイチャーファイナンスといったネイチャーポジティブに向けた最新動向を紹介する。

目次

はじめに	1
1. TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フレームワークに沿った開示の現況	2
1.1. TNFD とは	2
1.2. 国内企業の TNFD 開示状況	2
1.3. TNFD 開示でステークホルダーに重視されるポイント	3
2. ネイチャーポジティブに関する最新動向	5
2.1. 自然移行計画	5
2.2. ネイチャーSBTs	6
2.3. ネイチャーファイナンス	10
3. おわりに	13
参考文献	13

1. TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フレームワークに沿った開示の現況

1.1. TNFD とは

近年では、生物多様性の損失が社会や経済に多大な悪影響を与えることが判明しており、気候変動と並んで最も優先的に対処すべきリスクであると世界的に認識されてきている。このような背景から、昆明・モントリオール生物多様性枠組では、企業は生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示することが求められており、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）から、企業が自然資本・生物多様性に関する情報開示を行うための枠組として 2023 年 9 月に TNFD フレームワークが公表された。

1.2. 国内企業の TNFD 開示状況

1.2.1. 業種別の開示状況

TNFD フレームワーク v1.0 の公開から約 2 年が経過し、世界ではすでに 500 件以上の情報開示が行われている。国内企業においても TNFD 開示は着実に進展しており、開示企業数は増加傾向にある。2025 年 12 月時点において、TNFD Adopters（2026 年度までに TNFD 開示を行うことを表明した組織）は、日本企業が世界最多となっており、関心の高さがうかがえる。

そこで、日本国内における TNFD 情報開示の現状を把握し、今後 TNFD 開示を検討する企業にとっての一助となることを目的として、業種別に国内企業の開示状況を当社独自に調査した。幅広い業種の動向を把握するため、日経平均構成銘柄である 225 社（2025 年 11 月時点）を調査対象とした。業種は日経業種分類を参考に 21 業種に分類し、各業種における TNFD 情報開示企業及び今後開示予定である企業を集計した。具体的には、調査対象企業のウェブサイト上で公開されている開示情報や統合報告書等の内容を確認し、TNFD 提言に基づく情報開示が行われている企業の数を業種別にカウントした。なお、企業によっては複数年度にまたがって分析・開示を進めている場合もあるため、開示の 4 つの柱である「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクトの管理」「指標と目標」の一部の開示に留まる場合でも「開示済み」として集計した。また、現在開示が行われていない企業でも、将来的に開示することが公表されている場合は「今後開示予定」として集計した。

業種別の開示企業の割合を図 1 に示す。調査対象である全 225 社のうち、TNFD に関連した開示を実施済みである企業は 58%（131 社）、今後開示予定の企業は 5%（12 社）であった。業種別での開示状況では、「保険」、「電力・ガス」、「商社」が 100%、「窯業」、「不動産」、「食品・水産」、「その他製造」が 80%以上であり、開示済み企業の割合が高い。

一方で、開示済み企業の割合が低い業種については、「自動車」は 10%、「医薬品」は 22%、「機械」は 31%、「サービス」は 32% となった。今後開示予定である割合を含めた場合、「医薬品」は 50% を超えるが、「自動車」、「機械」及び「サービス」は 40% 以下と他業種と比較して低い割合となった。

TNFD では、自然への依存度もしくは影響度が他のセクターよりも大きく、財務的な影響を受けやすい優先セクターを提示している。優先セクターに該当する業種では、「食品・水産」、「電力・ガス」、「建設」、「陸運・海運・空運」において開示済みの割合が高い一方で、「自動車」や「医薬品」等、開示済みの割合が低い業種もみられた。

本調査の結果、TNFD 開示の進捗状況には業種間で差が見られることがわかった。また、「医薬品」のように

現時点では開示済みの割合が低い業種においても、今後開示を予定する企業が一定数存在することが確認された。開示が特に進んでいない業種である「自動車」は、使用する原材料が多岐にわたるため、バリューチェーン全体の把握が難しいことがその一因であると考えられる。

業界内で TNFD 開示が進むことで、その動きが同業他社にも波及し、TNFD 開示に向けた取組が促進される傾向がある。このため、現時点では開示が進んでいない業種であっても、将来的には開示企業が増加していく可能性がある。TNFD 開示を検討している企業においては、同業他社の開示動向や具体的な開示内容を参考にしつつ、計画的に準備を進めていくことをおすすめする。

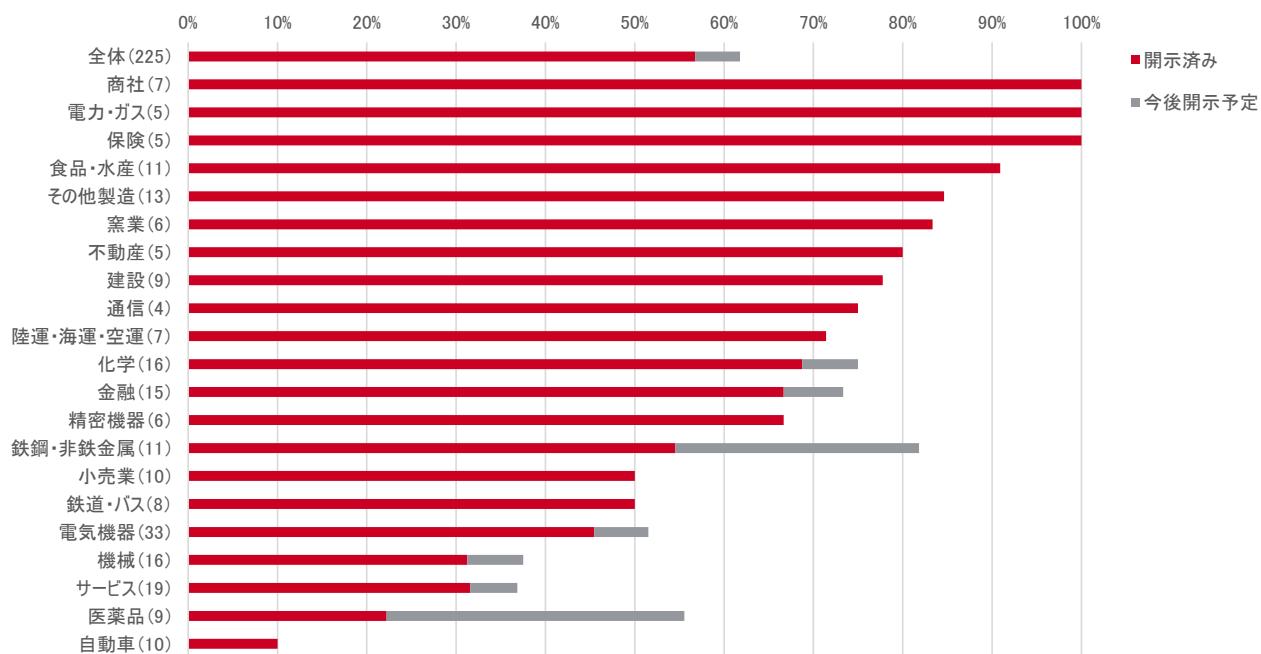


図 1 業種別の開示企業の割合¹

※ () 内の数字は業種別の企業数を示す。

1.3. TNFD 開示でステークホルダーに重視されるポイント

企業において TNFD 開示が進む中で、各社の TNFD 開示の内容について評価する動きも始めている。ここでは、代表的なステークホルダーとして、NGO (WWF ジャパン) と機関投資家（年金積立金管理運用独立行政法人）による評価の事例について紹介する。

1.3.1. 「2024 年 TNFD 開示の潮流と日本企業の対応状況」(WWF ジャパン)

WWF ジャパンでは、多くの国内企業が TNFD 開示を進める一方で、「開示すること」が目的になり、ネイチャーポジティブに向けた具体的な取組が伴わないことを懸念している。このことから、自然保護団体の視点で、2024 年 12 月 31 日までに TNFD フレームワーク v1.0 に基づき TNFD 開示を行った企業（計 65 社）を対象に、初期の開示で特に注力すべき「TNFD キーポイント」に基づくベンチマーク調査を実施し、国内企業の開示状況の分析を行っている。

¹ 調査結果を元に当社作成。

WWF ジャパン（NGO）の目線では、自然関連課題（依存・インパクト、リスク・機会）について透明性を高く開示すること、自然へのマイナスインパクトを回避・軽減するための事業変革の姿勢を示すことが重視されている。

初期の開示で特に注力すべき「TNFD キーポイント」

キーポイント 1：マテリアリティの選択

財務だけでなく自然への影響も見る「ダブルマテリアリティ」の考え方を明示することが重要である。

キーポイント 2：自然関連課題と優先地域の特定

依存・インパクト・リスク・機会をバリューチェーン全体で把握し、場所ベースの分析で、「どこで」影響が大きいかを特定することが重要である。

キーポイント 3：マイナスインパクト回避の優先

マイナスインパクトは「回避→軽減→回復・再生」の優先順位（ミティグーション・ヒエラルキー）に沿って対応することが重要である。

キーポイント 4：先住民族や地域住民などへのエンゲージメント

自然関連課題とあわせて、先住民族・地域社会（IPLC）の権利や生活をエンゲージメントの対象として扱うことが重要である。

1.3.2. 「優れた TNFD 開示」（GPIF）

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、長期的な投資収益を拡大するにあたり、運用会社と投資先企業のエンゲージメントのベースとなる企業の情報開示を促すことを目的に、「優れた開示シリーズ」の公表を行ってきた。これまでには「サステナビリティ投資報告」の中で、国内株式の運用会社が選ぶ「優れた TCFD 開示」を選定してきたが、2024 年度からは「優れた TNFD 開示」についても選定を行っている。2024 年度は 28 社が選定されており、選定を行った運用会社の一部から、評価ポイントとして以下が挙げられている。

- ・ 自然資本に関する取組・開示が企業価値向上に実効的なものであるか（企業の持続性への確信度の向上や資本コストの低減に結びついているか）
- ・ TNFD フレームワーク（14 項目）に沿った情報開示がどこまでできているか
- ・ 戦略、リスク管理、指標・目標を設定する上での LEAP アプローチの適切性
- ・ TCFD と統合した説明がされているか
- ・ 環境へのインパクトだけではなく、依存をベースにした財務影響に言及されているか

機関投資家の目線では、TNFD フレームワークに沿った開示、開示の整合性（TCFD との統合）、財務影響や企業価値との結びつきといった、投資判断に資する情報を重視しているといえる。

1.3.3. まとめ

WWF ジャパンと GPIF の評価の事例をまとめると、企業は、TNFD フレームワークに沿った開示に留まらず、自然関連の依存・インパクト・リスク・機会を考慮して、事業活動や企業経営をどのように変革し、どのように企業価値につなげていくのかを、TNFD 開示を通して社会や投資家へ伝えることが求められているといえる。

TNFDでは、まずは情報開示を開始し、時間をかけて対応を強化していくことを推奨しているため、国内企業の多くがTNFD開示に早期に着手したことはこの考え方によっている。今後は「開示すること」に加え、ダブルマテリアリティの考え方で、財務影響だけでなく自然への影響そのものも経営の重要課題として扱う姿勢を示す必要がある。そのためには、LEAP分析で特定した優先地域や、依存・インパクト・リスク・機会に対して、ミティゲーション・ヒエラルキー（回避→軽減→回復・再生）に沿った具体的な取組を講じるとともに、それらがリスク低減や機会の獲得による競争力強化となって企業価値にどのように結びつくのか、一貫したストーリーとして説明されていくことが望ましい。

2. ネイチャーポジティブに関する最新動向

2.1. 自然移行計画

2.1.1. 自然移行計画とは

TNFD開示では、「戦略」のパートで「自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えたインパクト、および移行計画や分析について説明する」²ことが開示推奨事項となっている。このうち、「移行計画」について、2025年11月にTNFDから「Guidance on nature in transition plans（自然移行計画のガイダンス）」が追加的に公開された。自然移行計画は、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、2050年までに自然を回復させる（＝ネイチャーポジティブ）という昆明・モントリオール生物多様性枠組が目指す社会へ移行するための計画である。企業は自社の自然関連の目標や施策をまとめ、ビジネス戦略の一部として自然移行計画を策定・開示することとなる。

本ガイダンスでは、直ちに企業の関連するすべての場所、依存・影響、リスク・機会をカバーする移行計画の策定は求めておらず、まずは自社の優先度が高い事項から策定し、徐々に範囲を拡大し、精度を向上していくことが望ましいとされている。

また、本ガイダンスの内容は、TPT（Transition Plan Taskforce）³やGFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）⁴から先行して発行された気候移行計画のガイダンスと整合する形で構成されており、将来的には、気候移行計画と自然移行計画を統合し、さらにはサステナビリティ全般を包括していくことも示されている。

2.1.2. 自然移行計画の構成

自然移行計画のガイダンスは、GFANZが気候移行計画において推奨する「基礎」「ガバナンス」「実施戦略」「エンゲージメント戦略」「指標・目標」の5テーマに沿って、昆明・モントリオール生物多様性枠組に整合

² Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “自然関連財務情報開示タスクフォースの提言。” TNFD, https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/02/%E8%87%AA%E7%84%B6%E9%96%A2%E9%80%A3%E8%B2%A1%E5%8B%99%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%96%8B%E7%A4%BA-%E3%82%BF%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%81%AE%E6%8F%90%E8%A8%80_2023.pdf, (アクセス日:2026-01-30).

³ 企業・金融機関の気候移行計画の開示のグッドプラクティスを示すために英国で設立されたタスクフォース。

⁴ ネットゼロ経済への移行を目的に、主要な金融機関が結集して脱炭素に向けた取り組みを進める民間主導のグローバル連合。

するよう構成されている（表 1 参照）。また、本ガイダンスの中では 5 テーマに沿った開示推奨事項も示されており、TPT の気候移行計画のガイダンスにおける開示フレームワークを踏襲しつつ、自然移行計画独自の項目も追加されている。

本ガイダンスでは、TNFD 開示におけるガバナンス、戦略、指標・目標の開示をベースに、企業がネイチャーポジティブを実現するための行動をより具体化して開示することが求められている。

表 1 自然移行計画における 5 テーマの要点⁵

基礎	自然移行計画の全体的アプローチ（対象事業・バリューチェーン・場所等のスコープ、優先領域や外部要因等の前提条件）
ガバナンス	取締役会監督、経営陣の責任、社内の権限と報告ライン、報酬連動、人材・スキル・文化づくりなど
実施戦略	事業計画・オペレーション、製品/サービス、投資・資金計画、社内方針をどう変革するか、ロードマップとともに説明
エンゲージメント戦略	ランドスケープ/流域/海域など場所ベースの協働、サプライヤー等の価値連鎖、業界連携、政府・自治体・市民社会・地域/先住民コミュニティとの対話・協働方針
指標・目標	依存・影響に関する指標・目標、ガバナンスやオペレーションの実績指標・目標、投融資・コスト等の財務指標・目標の設定、短期・中期・長期でのモニタリング方法

2.1.3. 国内企業における動向

自然移行計画については、比較的新しい動向であるものの、国内の TNFD 開示済みの先進企業では、既にネイチャーポジティブに向けたロードマップの開示が先行して進んでいる。これらの企業の開示には、共通する傾向がみられ、自然移行計画が目指す方向性と概ね整合している。具体的には、次のような点が挙げられる。

- カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーといった環境テーマを統合していること
- 2030 年・2050 年を見据えた目標と、目標達成に向けた行動をロードマップとして整理していること
今後は、ネイチャーポジティブに向けたロードマップの開示に加え、本ガイダンスを参照した、より詳細かつ具体的な開示が段階的に進展していくものと想定される。

2.2. ネイチャーバリュエーション

2.2.1. ネイチャーバリュエーションとは

気候変動（温室効果ガス）に関しては、パリ協定が求める基準と整合した科学的根拠に基づいた目標 SBT (Science Based Targets) が企業において浸透してきている。気候変動に加えて、自然資本・生物多様性が重視されてきている中で、SBT の自然版として、ネイチャーバリュエーションのガイダンスの発行が進んでいる。

⁵ Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “Guidance on nature in transition plans.” TNFD, <https://tnfd.global/publication/guidance-on-nature-in-transition-plans/>, (アクセス日:2026-01-30). を元に当社作成。

ネイチャーSBTs は、SBTN (Science Based Targets Network)⁶が提供する目標設定の枠組みで、企業が自然への影響と依存を評価し、科学的根拠に基づいた目標を設定・実行・開示することを目的としている。

ネイチャーSBTs は、表 2 の 5 つのステップを目標設定プロセスとしており、科学的根拠に基づいた目標設定のため、STEP1～3 のプロセスが特に重視されている。気候変動（温室効果ガス）に関する目標設定の枠組みである SBT と同様、企業が設定した目標は SBTN の認定を受けることができる。SBTN の認定を受けることで、企業は自社の目標が科学的根拠に基づくことを示すことができ、ステークホルダーからの信頼の向上につなげられる。

自然是様々な環境要素が関連するが、ネイチャーSBTs では、「淡水」「土地」「海洋」「気候」を自然の領域として定義し、各領域で目標設定のガイダンスを公開している。「生物多様性」は、これらの領域を包括する位置づけとされ、領域ごとのガイダンスの対象外となっている。「気候」については気候変動（温室効果ガス）に関する目標設定の枠組みである SBT を通じて目標を設定することとされている。

TNFD フレームワークとネイチャーSBTs では重複するプロセスがあるため、TNFD から SBTN との連携についてガイダンスが公開されている。このガイダンスによると、TNFD フレームワークに基づく開示をする際、「指標・目標」において、ネイチャーSBTs の手法を用いた目標を設定することを推奨している。また、目標に向けた行動や進捗測定においても、利用可能な範囲でネイチャーSBTs の手法を用いることを推奨している。そのため、企業は TNFD フレームワークに基づき評価や開示を進めつつ、「指標・目標」の設定においてネイチャーSBTs を活用することがより望ましいと考える。

表 2 ネイチャーSBTs の目標設定プロセス⁷

STEP1： 自然への影響を評価	自社の直接操業とバリューチェーン全体をマッピングし、自然への重要な圧力（依存・影響）を特定、定量化する。
STEP2： 優先順位付け	STEP1 で特定した重要な自然への圧力について、対象バウンダリ内の拠点を優先順位付けし、最初に目標設定すべき優先拠点を決定する。
STEP3： 目標の設定	STEP1～2 で特定した優先課題について、淡水・土地・海洋（※気候は SBT に準拠）でベースラインを測定し、科学に整合する目標を設定する。
STEP4： 行動	設定した目標を達成するため、SBTN の行動の枠組み（回避、軽減、復元・再生、変革）に沿って具体的な行動を実行する。
STEP5： 追跡	設定した目標の進捗をモニタリング・報告し、継続的に改善する。

2.2.2. ネイチャーSBTs のガイダンス

続いて、ネイチャーSBTs の具体的な手法の一例として、比較的多くの企業に関連する「淡水」のガイダンスの概要について概説する。

⁶ 企業や都市が自然分野での環境影響へ包括的に対応するための「自然に関する科学に基づく目標 (science-based targets for nature)」を開発している国際ネットワーク。

⁷ Science Based Targets Network (SBTN) 2026. “Our target-setting process.” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/companies/take-action/>, (アクセス日:2026-01-30). を元に当社作成。
(本報告書に記載されている分析・解釈・結論は、Science Based Targets Networkにおいて審査・承認・推奨されたものではありません。)

「淡水」は、「淡水技術ガイドライン V1.1」が公開されており、図 2 に示す 3A から 3D の 4 ステップで、流域単位での水量（取水）と水質（栄養塩負荷）に関する削減目標を設定する。ステップ 3A では、作業 1 で削減目標を設定する優先流域を特定し、作業 2～5 で水文モデル（ローカルモデル又はグローバルモデル）の選択を行う。ローカルモデルが推奨されているが、ネイチャーSBTs のモデルデータベースや、国や自治体等への問い合わせで見つからない場合は、グローバルモデルを選択する。ステップ 3B では、流域内のすべての活動からのベースラインの圧力（取水又は汚染物質負荷）の合計＝基準値を計算する。ステップ 3C では、水文モデルを使用して、図 3 の計算式で環境閾値を計算する。ステップ 3D では、作業 7 のベースライン圧力と作業 9 の流域全体で必要な削減率を用いて、図 3 の計算式で水量と水質の目標を設定する。

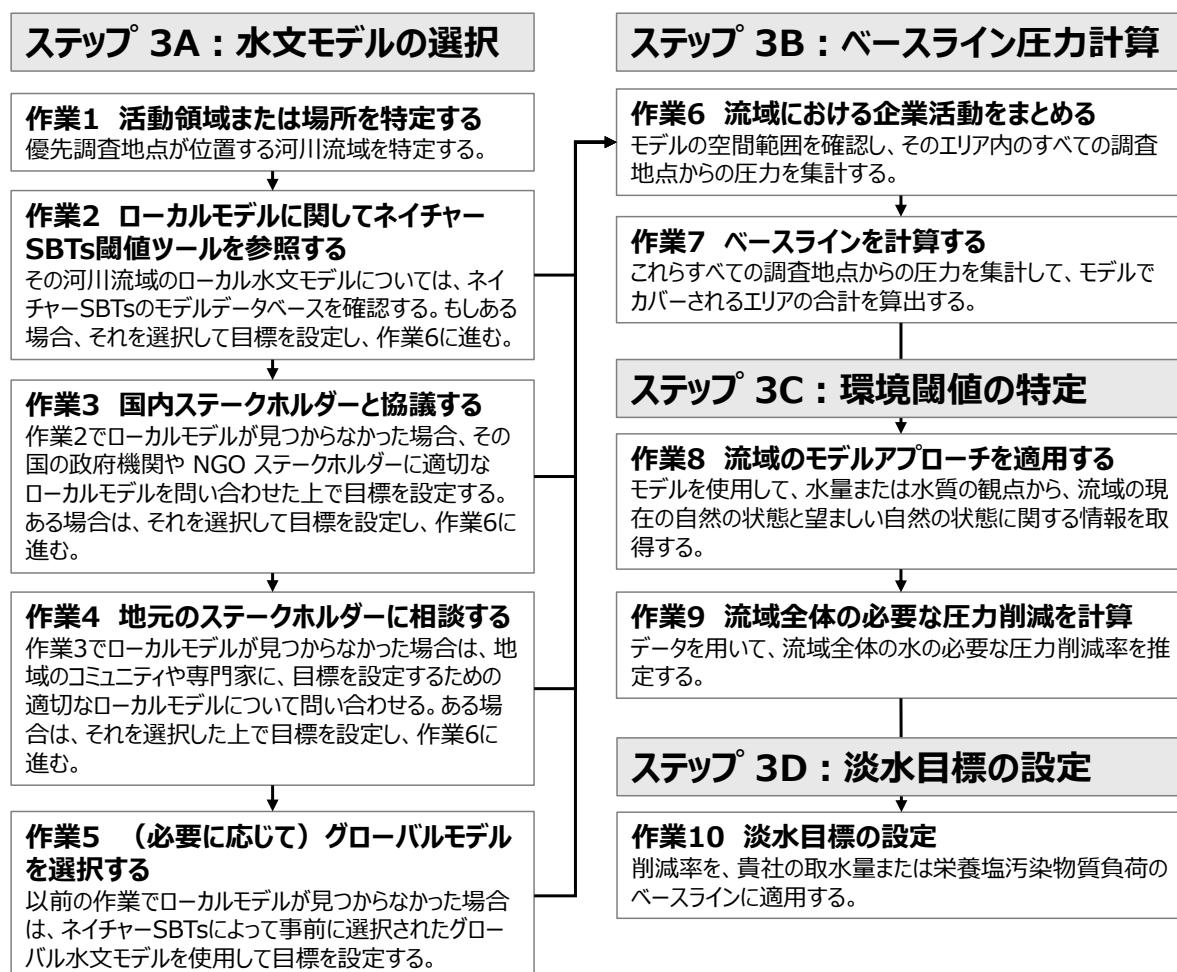


図 2 淡水の目標設定のステップ⁸

⁸ Science Based Targets Network (SBTN) 2026. “ネイチャーSBTs 企業マニュアル 自然に関する科学に基づく目標を設定する。” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2025/02/SBTN-Corporate-Manual-Japanese-Feb2025.pdf>, (アクセス日:2026-01-30). を元に当社作成。(本報告書に記載されている分析・解釈・結論は、Science Based Targets Networkにおいて審査・承認・推奨されたものではありません。)

【環境閾値】

過剰取水量 = 環境要件流量 - 現在の流量

現在の取水量 = 自然流量 - 現在の流量

流域全体で必要な削減率 = 過剰取水量／現在の取水量

過剰栄養塩濃度 = 現在の栄養塩濃度 - 最大許容栄養塩濃度

流域全体で必要な削減率 = 過剰栄養塩濃度／現在の栄養塩濃度

【目標】

企業目標 = ベースライン圧力※ × 流域全体での必要な削減率

※ベースライン圧力：改善前に、流域に与える初期の圧力（取水量または汚染物質負荷量）

図 3 環境閾値及び目標の計算式⁹

2.2.3. ネイチャーSBTsに基づく目標設定の動向

ネイチャーSBTsは、企業におけるパイロットテストを経て開発されており、パイロット企業の一部は既にネイチャーSBTsの認定を受けている。認定企業の状況は、SBTNの「Target tracker」¹⁰で確認することができ、2025年12月現在、国外企業の3社が「淡水」又は「土地」に関する目標について認定を受けている。また、ネイチャーSBTs認定への前段階として、認定取得に向けたタイムラインを表明している企業についても、SBTNの「Ambition Board¹¹」で確認ができる。

2025年12月時点で国内企業においてネイチャーSBTsの認定を受けている企業はないが、環境省のモデル事業として、ネイチャーSBTsの手法による「淡水」の目標設定が行われており、その成果報告¹²が公開されている。成果報告の中では、ネイチャーSBTsを参考にした目標設定のメリットやアプローチ上のポイント、モデル企業が実施した具体的なプロセス、成果と課題等が公開されている。

現状、自然関連目標の設定について、社会的な目標水準や、科学的根拠に基づいた目標設定までは求められていないが、気候と同様、SBTNによる認定を取得することが推奨され、徐々に企業にとってスタンダードになっていくことが想定される。

⁹ Science Based Targets Network (SBTN) 2026. “ネイチャーSBTs企業マニュアル 自然に関する科学に基づく目標を設定する。” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2025/02/SBTN-Corporate-Manual-Japanese-Feb2025.pdf>, (アクセス日:2026-01-30). を元に当社作成。(本報告書に記載されている分析・解釈・結論は、Science Based Targets Networkにおいて審査・承認・推奨されたものではありません。)

¹⁰ Science Based Targets Network (SBTN). “Target tracker.” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/company/target-tracker/>, (アクセス日:2026-01-30).

¹¹ Science Based Targets Network (SBTN). “Ambition Board.” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/step-up-for-nature/ambition-board/>, (アクセス日:2026-01-30).

¹² 環境省. “サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ実践ガイドVer.2.0.” 環境省, https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/link/index.html, (アクセス日:2026-01-30).

2.3. ネイチャーファイナンス

2.3.1. ネイチャーファイナンスとは

機関投資家や銀行等においてネイチャーファイナンスの機運が高まっており、企業の資金調達の機会として認知され始めている。MDBs (Multilateral development banks、国際開発金融機関) によると、ネイチャーファイナンスは、「以下 a. ~d. の 1 つ以上を通じて、2030 年までに自然喪失を食い止め、反転させるというネイチャーポジティブ目標に貢献し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施を支援するファイナンス」¹³と定義されている。

- a. 生物多様性又は生態系サービスの回復と保全
- b. 生物多様性又は生態系サービスの損失の直接的要因の低減
- c. NbS (Nature-based Solutions、自然を活用した解決策) の各経済セクターへの統合
- d. (a) から (c) を可能にする政策、ツール、その他のセクター別手段の設計と実施

WEF (World Economic Forum、世界経済フォーラム) が優先すべきとしている 10 種のネイチャーファイナンスのソリューション（問題解決を支援する製品やサービス）について、その定義を表 3 に整理した。

表 3 WEF が優先すべきとしている 10 種のネイチャーファイナンスのソリューション¹⁴

ソリューション	定義
サステナビリティ・リンク・ボンド (SLBs)	クーポンレート ¹⁵ が、環境又は社会関連の目標達成に連動する債券。目標を達成できない場合はクーポンレートが上昇し、債券発行者の利払い負担が増加する。目標を上回る場合は、条件によりクーポンレートが低下し、利払い負担が減少する。
テーマ型債券	調達される資金の用途が環境又は社会関連のプロジェクトに限定される債券。グリーン・ソーシャル・サステナビリティ債とも呼ばれる。
サステナビリティ・リンク・ローン (SLLs)	借主による環境又は社会関連の目標達成に金利条件が連動するローン。目標を達成できない場合は金利が上昇し、目標を上回る場合は金利が低下する。
テーマ型ローン	資金の用途が環境又は社会関連のプロジェクトに限定されるローン。グリーン・ソーシャル・サステナビリティローンとも呼ばれる。
ナチュラル・アセット・カンパニー (NACs)	統合報告を通じて自然資本の価値を金融資本に変換する、新たな形態の上場企業又は非上場企業。エクイティ ¹⁶ を発行する事業会社で構成される。

¹³ MDBs. “MDB Common Principles for Tracking Nature Finance Version 2 - November 2025.” WORLD BANK GROUP, <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/34f167a3ff29458d0df4918019750f0b-0320012025/original/MDB-Common-Principles-for-Tracking-Nature-Finance.pdf>, (アクセス日:2026-01-30). 原文を元に当社で翻訳して掲載。

¹⁴ World Economic Forum (WEF). “Finance Solutions for Nature: Pathways to Returns and Outcomes, INSIGHT REPORT, SEPTEMBER 2025.” WEF, https://reports.weforum.org/docs/WEF_Finance_Solutions_for_Nature_2025.pdf, (アクセス日:2026-01-30). 原文を元に当社で翻訳して作成。

¹⁵ 債券発行者が債券保有者に支払う利息の割合。

¹⁶ 株式等によって調達される返済義務のない資金。

環境クレジット	環境へのプラスの効果を定量的に評価・認証したうえで、その効果を取引可能な単位として流通させる仕組み。例として生物多様性、水、炭素などのクレジットがある。
自然保護債務スワップ (DNS)	自然の保護・保全・再生に対する資金拠出について約束することを交換（スワップ）条件として、各国が二国間又は多国間の債務を再編成する金融手段。
生態系サービスへの支払い (PES)	特定の生態系サービスを保全又は強化するために、土地所有者又は管理者に対して金銭的インセンティブを提供する自主協定。
インパクトファンド	環境又は社会関連の目標達成に特化した投資ファンド。投資先の環境又は社会関連のプロジェクトは安定的・短期的に利益を得られるとは限らないため、より高いリスクや長い期間をかけて投資のリターンを生み出すことを許容する。
インターナルネイチャープライシング (INP)	企業や機関投資家が、自然への悪影響に対して、シャドープライス ¹⁷ 又は内部課金を割り当てるための自主的なツール。インターナルカーボンプライシング (ICP) に類似している。

表 3 のソリューションのうちのいくつかは、国外でネイチャーファイナンスとして既に商品化や制度化がなされている。ネイチャーファイナンスの事例を表 4 に示す。

表 4 ネイチャーファイナンスの事例¹⁸

名称	概要
WCB (Wildlife Conservation Bond、野生動物保護債)	「サステナビリティ・リンク・ボンド」に該当すると考えられる。WORLD BANK GROUP によると、WCB は、「南アフリカの自然保護地域である「アドゥ・エレファント国立公園」と「グレートフィッシュリバー自然保護区」における、クロサイの個体数増加に活用する資金の確保を目的とした債券」 ¹⁹ である。また、「発行総額は 1 億 5,000 万米ドルで、額面金額の 94.84% で発行され、5 年後に満期償還する。従って、投資家には 5 年間で年率約 1% の最低金利収入が（世界銀行が破綻しない限り）保証されている。加えて、WCB の特徴は、①通常であれば世界銀行が投資家に支払う期中の金利（クーポン）の分を前記二つの自然保護地域に無償提供し、クロサイ保護の充実などを図ること、②投資家はクーポンを受け取らない代わりに、クロサイの増加率に連動した成功報酬（年率 0 ~ 約 1.8%）を 5 年後の満期日に受け取ることができる—ことだ。これにより、投資家には、満期日に年率約 1% の最低保証金利と償還元本に加え、成功報酬が支払われることとなる。本来投資家に支払われるべき前記①のクーポンは、世界銀行が二つの自然保護地域に無償提供する一

¹⁷ 市場で取引されない抽象的または無形の財に割り当てられる貨幣価値。

¹⁸ WORLD BANK GROUP. “特集 2022 年 6 月 14 日 絶滅危惧種保護を資金使途とする世界初の「野生生物保護債券」” WORLD BANK GROUP, <https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2022/06/14/yoshiyuki-arima-wildlife-conservation-bond>, (アクセス日 : 2026-01-30) . 及び The UK government, Department for Environment, Food & Rural Affairs. “Understanding biodiversity net gain.” GOV.UK, <https://www.gov.uk/guidance/understanding-biodiversity-net-gain>, (アクセス日 : 2026-01-30). を元に当社作成。

¹⁹ WORLD BANK GROUP. “特集 2022 年 6 月 14 日 絶滅危惧種保護を資金使途とする世界初の「野生生物保護債券」” WORLD BANK GROUP, <https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2022/06/14/yoshiyuki-arima-wildlife-conservation-bond>, (アクセス日 : 2026-01-30) .

	方で、他の世銀債との公平性を保つために、②の成功報酬を世界銀行が負担することはできない。そのため、成功報酬部分については世界規模の環境問題に資金を拠出する「地球環境ファシリティー」(GEF) という基金が負担する仕組みとなっている。 ²⁰ とされている。
BNG (Biodiversity Net Gain、生物多様性ネットゲイン)	「環境クレジット」に該当すると考えられる。BNG は、生物多様性の「純増（重複分などを差し引いた純粋な増加）」を意味する概念で、英国では土地開発者が少なくとも 10% の BNG を達成することが義務付けられている。BNG の達成手段については、①開発地内での生物多様性創出、②開発地内外で組み合わせた生物多様性の創出、③政府が発行する法定生物多様性クレジットの購入、の順で検討することが定められている。クレジットによる収益は、政府を通じて生息地創出に再投資される。

表 4 に示す事例の他に、日本国内でもネイチャーファイナンスの事例はある。既に複数の金融機関が、企業のネイチャーポジティブ経営に対する姿勢や取組を評価したうえで行う融資を導入している。このような融資のなかには、テーマ型ローンの一種と考えられるものも見受けられる。また、生態系及び生態系サービスの回復と保全等に資する事業に必要な資金の調達手段として、複数の民間企業が債券（グリーンボンド）を発行している。このような債券はテーマ型債券の一種と考えられる。

2.3.2. ネイチャーファイナンスを取り巻く動向（国内）

国内では、環境省が 2030 年にネイチャーポジティブ経済へ移行するための具体的なプロセスを示す「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030 年）」を 2025 年 7 月に策定し、企業、投資家・金融機関、地域、消費者、国それぞれの移行に向けた過程を示した。ロードマップでは、ネイチャーポジティブ経済の実現に向けた理想像として、企業が TNFD 開示等のネイチャーポジティブ取組の推進を通じて企業価値を向上させている状態や、金融機関・投資家がエンゲージメント等を通じて企業のネイチャーポジティブ取組を投融資判断に織り込み、ネイチャーファイナンスの拡大及び質の向上が進んでいる状態が示されている。

この理想像の実現に向け、環境省は現在、「投融資における NP（ネイチャーポジティブ）配慮指針（仮称）」の策定に向けて議論している。指針策定の目的は、ネイチャーファイナンスの拡大及び質の向上のために、企業のネイチャーポジティブ経営を評価する際の指針となる基礎情報や国内外の各種動向を取りまとめることがある。加えて、企業へのエンゲージメントを通じて、金融機関・投資家がネイチャーポジティブ経営の価値を適切に評価し、投融資を促進につなげるための方向性を示すことも目的としている。

このような動向から、国内においては将来的にネイチャーファイナンスが拡大し、自然資本や生物多様性に配慮した経営に取り組む企業は資金面で具体的なメリットを享受できる可能性が高まっている。

2.3.3. ネイチャーファイナンスを取り巻く動向（海外：英国）

英国では、政府主導の下、自然回復に民間資金を呼び込む枠組みが整備されており、ネイチャーファイナ

²⁰ WORLD BANK GROUP. “特集 2022 年 6 月 14 日 絶滅危惧種保護を資金使途とする世界初の「野生生物保護債券」” WORLD BANK GROUP, <https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2022/06/14/yoshiyuki-arima-wildlife-conservation-bond>, (アクセス日：2026-01-30) .

ンスの観点から、日本における将来のモデルケースの一つとなり得ると考えられる。

英国では、前述した BNG（表 4 参照）という環境クレジット制度が既に運用されている。また、2023 年 3 月に政府が発行した ”2023 Green Finance Strategy” の中では、2027 年までに、英国の自然回復のために少なくとも年間 5 億ポンドの民間資金を動員し、2030 年までに年間 10 億ポンド以上に増やすという目標が設定されている。目標達成に必要な資金は、BNG などの制度による収益で賄われる予定である。

また、英国政府は、信頼性の高い自然回復プロジェクトへの民間投資を拡大するとともに、グリーンウォッシングへの資金流入を防ぐことを目的として、英国規格協会 (British Standards Institution、以下 BSI) と提携し、自然投資基準プログラムを構築している。同プログラムにおける初の基準として、「BSI Flex 701」が 2025 年 3 月に BSI から公表された。本基準では、英国の自然資本市場に関するプロジェクトが遵守すべき基本原則が定められており、透明性の確保、成果の適切な測定、ガバナンス体制の整備などを通じて、プロジェクトの信頼性を担保する仕組みとなっている。

英国では BNG や自然投資基準の整備を通じ、自然回復に民間資金を呼び込むネイチャーファイナンスの仕組みが具体化しつつある。こうした動きが国際的に広がることで、日本国内においてもネイチャーファイナンス推進の機運はさらに高まっていく可能性がある。

3. おわりに

本レポートでは、企業がネイチャーポジティブを推進していくにあたり、国内企業の TNFD 開示状況や効果的な開示のポイント（ステークホルダーの目線）を報告した。また、TNFD 開示に留まらず、ネイチャーポジティブを促進していくための企業のアクションの一例として、自然移行計画、ネイチャーSBTs、ネイチャーファイナンスについて紹介した。企業のサステナビリティ経営の中で、ネイチャーポジティブの重要性は徐々に高まってくると予想され、これらの最新動向を踏まえて段階的に企業活動へネイチャーポジティブを落とし込んでいくことが期待される。本レポートが、これから TNFD 開示を検討している企業や TNFD 開示後の次のアクションを検討している企業など、幅広い取組段階の企業の参考になれば幸いである。

参考文献

- (1 章) TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フレームワークに沿った開示の現況
 - Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “TNFD Adopters.” TNFD, <https://tnfd.global/engage/tnfd-adopters/>, (アクセス日:2026-01-30).
 - 日経平均プロフィル、日本経済新聞社, <https://indexes.nikkei.co.jp/nkave>, (アクセス日:2026-01-30).
 - Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “TNFD 2025 Status Report, September 2025.” TNFD, <https://tnfd.global/tnfd-2025-status-report/>, (アクセス日 : 2026-01-30).
 - Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “Additional guidance for financial institutions.” TNFD, <https://tnfd.global/publication/additional-disclosure-guidance-for-financial-institutions/>, (アクセス日 : 2026-01-30) .
 - WWF ジャパン. “TNFD のベンチマーク調査結果に基づく報告書「2024 年 TNFD 開示の潮流と日本企業の対応状況」を公開.” WWF ジャパン, <https://www.wwf.or.jp/activities/lib/6040.html>, (アクセス日 : 2026-01-30).
 - 年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF). “For All Generations 2024 年度サステナビリティ投資報告.” 年金積立金管理運用独立行政法人, https://www.gpif.go.jp/esg-stw/GPIF_Sustainability_Report_FY2024_J_02.pdf, (ア

クセス日：2026-01-30).

(2章) ネイチャー・ポジティブに関する最新動向

- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “What is the TNFD?.” TNFD, <https://framework.tnfd.global/>, (アクセス日:2026-01-30).
- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “Guidance on nature in transition plans.” TNFD, <https://tnfd.global/publication/guidance-on-nature-in-transition-plans/>, (アクセス日:2026-01-30).
- 環境省. “企業の自然移行計画に求められるポイント、自然関連財務情報開示のためのワークショップ、通称「ネイチャー・ポジティブ経営を実践する会」《アドバンス編》、2025年1月29日.” 環境省, https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/link/doc/01_07_02.pdf, (アクセス日:2026-01-30).
- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “Guidance for corporates on science-based targets for nature, September 2023, Version 1.0.” TNFD, https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/Guidance_for_corporates_on_science_based_targets_for_nature_v1.pdf, (アクセス日:2026-01-30).
- Science Based Targets Network (SBTN). “Step up for nature – turn ambition into impact.” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/>, (アクセス日:2026-01-30).
- Science Based Targets Network (SBTN). “ネイチャーSBTs 企業マニュアル 自然に関する科学に基づく目標を設定する.” SBTN, <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2025/02/SBTN-Corporate-Manual-Japanese-Feb2025.pdf>, (アクセス日:2026-01-30).
- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD). “Guidance for corporates on science-based targets for nature, September 2023, Version 1.0.” TNFD, https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/Guidance_for_corporates_on_science_based_targets_for_nature_v1.pdf, (アクセス日:2026-01-30).
- MDBs. “MDB Common Principles for Tracking Nature Finance Version 2 - November 2025.” WORLD BANK GROUP, <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/34f167a3ff29458d0df4918019750f0b-0320012025/original/MDB-Common-Principles-for-Tracking-Nature-Finance.pdf>, (アクセス日:2026-01-30).
- 環境省. “報道発表資料、2024年03月29日、ネイチャー・ポジティブ経済移行戦略の公表について.” 環境省, https://www.env.go.jp/press/press_03041.html, (アクセス日:2026-01-30).
- 環境省. “ネイチャー・ポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）.” 環境省, <https://www.env.go.jp/content/000333089.pdf>, (アクセス日:2026-01-30).
- 環境省. “第1回 ファイナンスにおけるNP配慮等に関するコアメンバーミーティング（2025年9月3日）.” 環境省, <https://www.env.go.jp/content/000340746.pdf>, (アクセス日:2026-01-30).
- HM Government. “Mobilising Green Investment 2023 Green Finance Strategy, March 2023.” GOV.UK, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1149690/mobilising-green-investment-2023-green-finance-strategy.pdf, (アクセス日:2026-01-30).
- Meg Patel. “Meet the first organisations piloting Nature Investment Standards.” GOV.UK, <https://defraenvironment.blog.gov.uk/2025/11/06/meet-the-first-organisations-piloting-nature-investment-standards/>, (アクセス日:2026-01-30).
- BSI Standards Limited 2025. “Nature markets - Overarching principles and framework - Specification, March 2025 Version 2.” BSI, <https://www.bsigroup.com/siteassets/pdf/en/insights-and-media/insights/brochures/uk-ks-strg-strgc-nss-sus-other-mp-bsiflex701v2-0025-pdf.pdf>, (アクセス日:2026-01-30).

執筆者紹介

上田 未央子 Mioko Ueda

サステナビリティコンサルティング部

グループリーダー

専門は生物多様性・自然資本、気候変動、ESG 全般推進、ESG 外部評価

北林 由乃 Yukino Kitabayashi

サステナビリティコンサルティング部

コンサルタント

専門は生物多様性・自然資本、気候変動、ESG 外部評価（CDP・DJSI）、環境法規制

細井 千聖 Chisato Hosoi

サステナビリティコンサルティング部

主任コンサルタント

専門は生物多様性・自然資本、環境マネジメントシステム、環境法規制

SOMPOリスクマネジメントについて

SOMPOリスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン株式会社を中心とするSOMPOホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本レポートに関するお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社

マーケティング部 広報担当

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル

TEL : 03-3349-3500